

高岡地区広域圏事務組合女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

令和 2 年 3 月 19 日規則第 4 号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第 1 条第 2 項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条第 1 項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

高岡地区広域圏事務組合理事長	高岡地区広域圏事務組合理事長が任命する職員
----------------	-----------------------

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。